

告示

埼玉県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、西吉見南部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	金子武徳	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見百二十八番地
同	栗田重行	同 同 同 北吉見四百六十六番地
同	森田和昭	同 同 同 北吉見八百三十六番地
同	大澤紀夫	同 同 同 北吉見千二百九十一番地二
同	舟橋一雄	同 同 同 南吉見八十六番地
同	戸田秀男	同 同 同 南吉見千六百六十九番地
同	笠原利一	同 同 同 久米田六百六十一番地一
同	森田克未	同 同 同 久米田九百三十二番地
同	小池貴史	同 同 同 南吉見千五百二十八番地二
同	金子正夫	同 同 同 南吉見千四百五十番地
同	鈴木克己	同 同 同 和名九百二十番地一
同	長島博	同 同 同 久保田七百三十二番地
同	森田義政	同 同 同 東松山市大字大谷二千九百五十三番地
監事	舟橋正一	同 同 同 比企郡吉見町大字南吉見五百七十二番地
同	内山文雄	同 同 同 久米田三百九十二番地三
同	新島公久	同 同 同 南吉見千四百六十一番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	金子正夫	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百五十番地
同	舟橋正一	同 同 同 南吉見五百七十二番地
同	小島太郎	同 同 同 久米田六百九十番地
同	舟橋憲一	同 同 同 南吉見二百六十八番地
同	森田正夫	同 同 同 北吉見百六十二番地一
同	森田和昭	同 同 同 北吉見八百三十六番地
同	栗田利司	同 同 同 北吉見九百番地

